

# 地域インフラ群再生戦略マネジメントの 考え方について

---

# 1. 群マネにおける 広域・多分野の考え方について

## <ケース1>

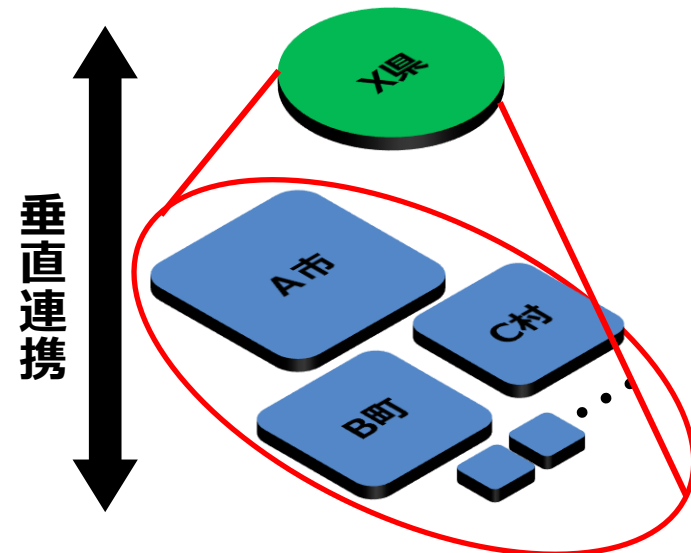
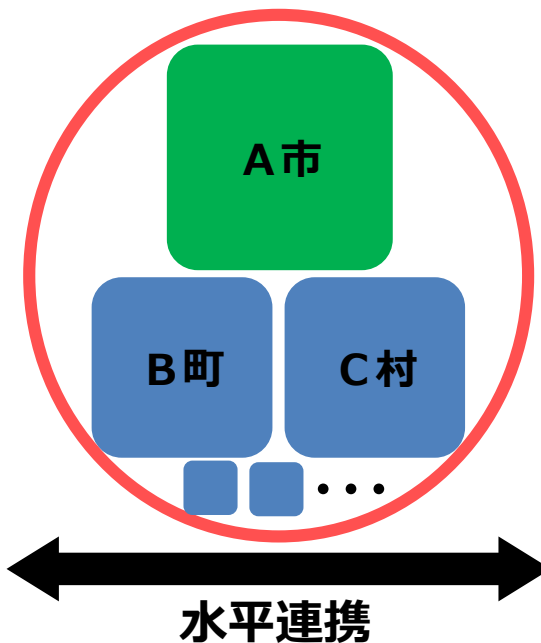
一つの市区町村がリードし、複数市区町村と連携（都道府県は入らない）

## <ケース1'>

既存の広域連携の組織体や協議会等の体制をベースとして、管内複数市区町村が連携

## <ケース2>

都道府県（本庁や出先機関等）がリードし、管内の複数市区町村と連携



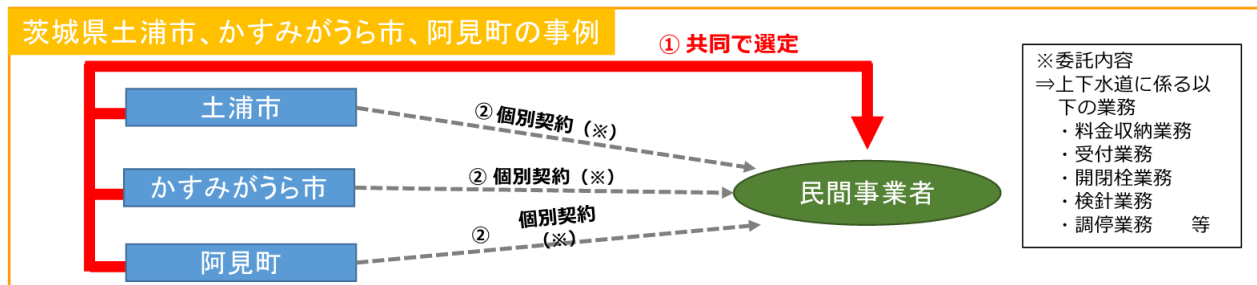
等

# 取組事例 <ケース1：水平連携>

## 土浦市・かすみがうら市・阿見町（茨城県）

⇒共同発注により実施

- 茨城県土浦市、かすみがうら市、阿見町では、コスト削減を図る観点から、上下水道料金収納業務等の委託事業者を共同発注（共同で業者の選定を行い、契約は個別に締結）



出典：厚生労働省『新水道ビジョン推進のための地域懇談会（関東地域）』（平成28年8月5日）資料をもとに事務局において作成

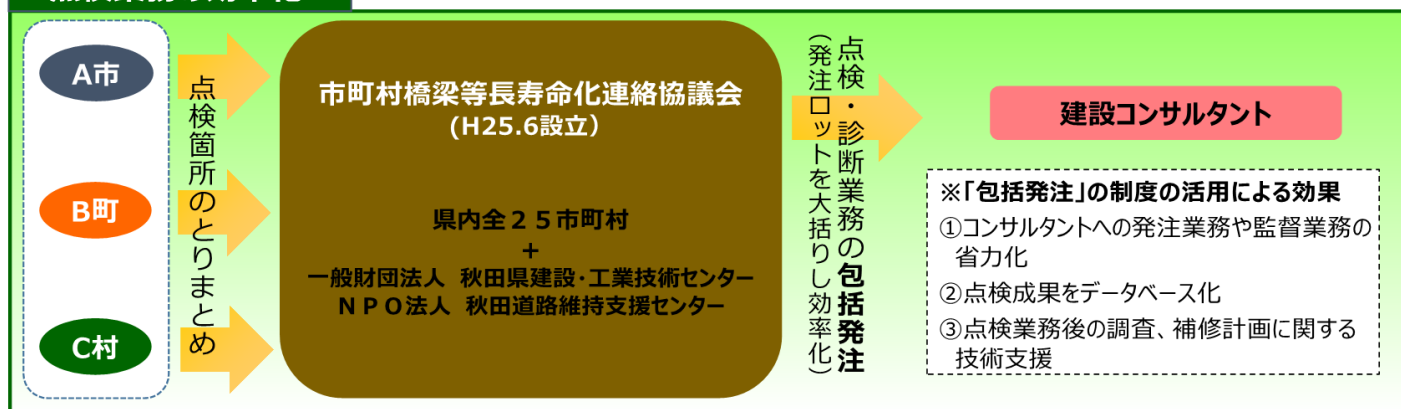
※出典：第32次地方制度調査会第29回専門小委員会資料より

## 秋田県内の25市町村

⇒任意の協議会を設置して実施

- 秋田県では、県の支援を受けて、県内全市町村と一般財団法人「秋田県建設・工業技術センター」、NPO法人「秋田道路維持支援センター」が「市町村橋梁等長寿命化連絡協議会」を設立。
- 技術職員不足等の課題を抱えている市町村が、道路施設のメンテナンスサイクル（点検、診断、措置、記録）を適切に実施するため、各市町村の道路施設点検を集約して発注する「包括発注」を実施。

### 点検業務の効率化

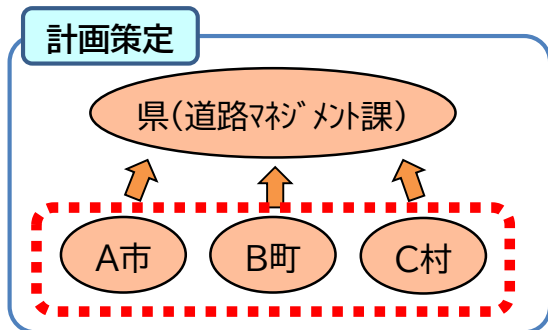


※出典：第32次地方制度調査会第29回専門小委員会資料より

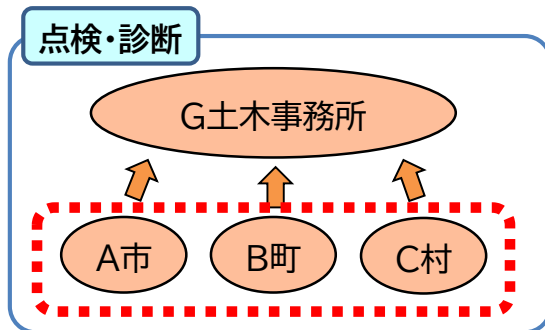
## 奈良県

⇒自治法上の事務の委託ではなく、私法上の委託で実施

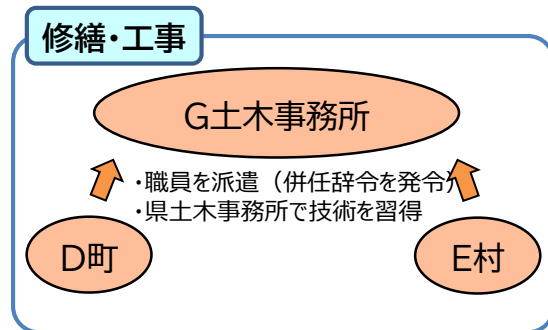
- 奈良県では、市町村の土木技術職員が減少し、土木技術職員がいない町村も存在。
- 県からの支援を希望する市町村について、道路施設に関する長寿命化修繕計画の策定業務、点検・修繕事業（設計・工事）を県が市町村から受託（私法上の委託契約）し、実施。
- 橋梁の補修設計業務及び補修工事では、市町村が、県土木事務所へ職員を派遣し、市町村職員が、県の職員の指導を受けながら、一緒になって設計や工事を進めていくことで、各市町村へ技術を持ち帰ってもらい、技術力の向上、橋梁補修設計・工事のノウハウ習得を図っている。



※本庁担当課で一括発注



※市町村を所管する土木事務所で一括発注

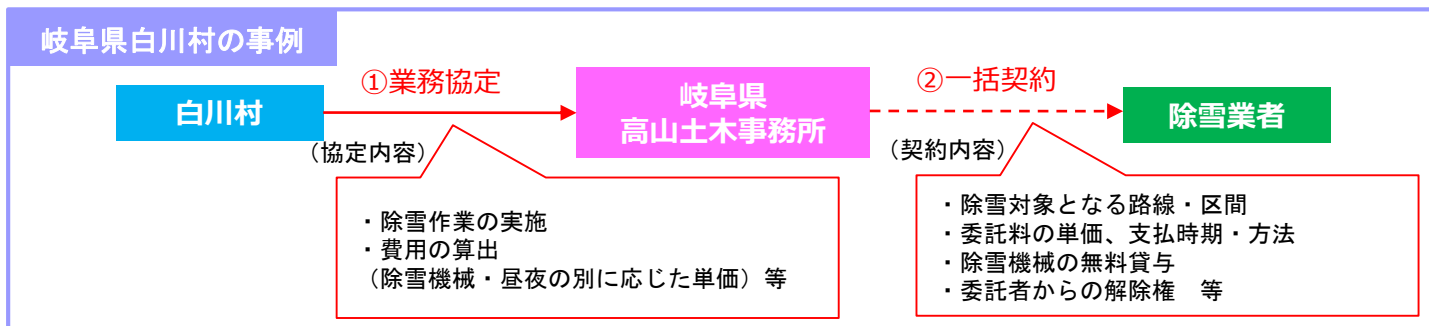


※出典：第32次地方制度調査会第29回専門小委員会資料を一部加工

## 白川村（岐阜県）

⇒協定締結により実施

- 岐阜県白川村では、除雪作業の効率化を図る観点から、村道の除雪に関する業務の一部について、岐阜県高山土木事務所と協定を結び、同事務所が一括契約



※出典：第32次地方制度調査会第29回専門小委員会資料を一部加工

## 多分野が連携した維持管理等を行う上で考慮すべき事項

以下を考慮した上で、相乗効果が期待される場合に、分野連携が進みやすいと考えられる。

- 業務の内容、難易度の共通性
- 対象とするエリア
- 地方公共団体側の部局連携のしやすさ  
(予算の出所や部局の指示系統等)

等

多分野のメンテナンスをまとめて実施

## 多分野の包括的民間委託の既往事例

- 下水道 + 上水道
- 道路 + 公園 + 水路 等

A市

道路



公園



河川



下水道



etc...

※京都市HPより引用

かほく市（石川県）

- コスト縮減等を目的として、下水道事業と農業集落排水事業を一体的に委託。
- 第2期から水道事業を追加し、第3期から料金関係業務や水道の管路等も対象に追加。

事業	施設	第1期 H22~24	第2期 H25~29	第3期 H30~R4	第4期 R5~9	
公共 下水道 事業	雨水ポンプ場		仕様委託	事業横断型 包括的 民間委託 (Lv3相当)	事業横断型 包括的 民間委託 (Lv3相当)	
	処理場	包括委託 (Lv2.5)	事業横断型 包括的 民間委託 (Lv2.5)			
	ポンプ場					
	マンホールポンプ	仕様委託				
管路	仕様委託					
農業集落 排水事業	処理場	包括委託 (Lv2.5)	事業横断型 包括的 民間委託 (Lv2.5)	事業横断型 包括的 民間委託 (Lv3相当)	事業横断型 包括的 民間委託 (Lv3相当)	
	マンホールポンプ					
	管路	仕様委託				
水道 事業	取水施設	直営・委託	直営・委託	事業横断型 包括的 民間委託 (Lv3相当)	事業横断型 包括的 民間委託 (Lv3相当)	
	浄水施設					
	送水施設					
	配水施設					
	料金徴収業務					直営・委託
	管路(漏水調査)					仕様委託

※（公財）日本下水道協会「処理場等包括的民間委託ガイドライン」に定める包括的民間委託レベル  
 レベル2.5：水質管理、施設の運転操作及び保守点検の性能発注、ユーティリティの調達及び管理を含めた性能発注に加え、一件当たりの金額が一定額以下の修繕等を含めた性能発注  
 レベル3：水質管理、施設の運転操作及び保守点検の性能発注、ユーティリティの調達及び管理を含めた性能発注に加え、資本的支出に該当しない下水道施設の修繕計画の策定・実施までを含めた性能発注



福島県

- 奥会津地方（宮下土木事務所管轄）においては、高齢化・過疎化が急速に進展し、また、公共事業の減少が著しく、企業数の減少、人員や保有機械の削減等、地域の建設業における課題も顕在化。維持管理や防災活動を持続できる体制を確保することを目的として、包括的民間委託を実施。
- 道路関係の業務に加え、河川の維持管理業務を複数年契約で実施している。

事業の経過

H29より  
正式導入

項目	従来方式 (平成20年度までの契約方法)	モデル事業 (平成21年度から平成24年度)	モデル事業 (平成25年度から平成28年度)
◆対象業務	①道路維持補修業務 ②舗装維持修繕業務 ③河川維持管理業務 ④砂防施設維持管理業務 ⑤地すべり施設維持管理業務 ⑥急傾斜施設維持管理業務 ⑦一般除雪業務 ⑧春先除雪業務 ⑨道路除草業務 ⑩道路植栽管理業務 ⑪路面清掃業務 ⑫スノーボール設置撤去業務 ⑬防雪柵設置撤去業務 など	①道路維持補修業務 ②舗装維持修繕業務 ③河川維持管理業務 ④砂防施設維持管理業務 ⑤地すべり施設維持管理業務 ⑥急傾斜施設維持管理業務 ⑦一般除雪業務 ⑧春先除雪業務 ⑨道路除草業務 ⑩道路植栽管理業務 ⑪路面清掃業務 ⑫スノーボール設置撤去業務 ⑬防雪柵設置撤去業務 など	①道路維持補修業務 ②舗装維持修繕業務 ③河川維持管理業務 ④砂防施設維持管理業務 ⑤地すべり施設維持管理業務 ⑥急傾斜施設維持管理業務 ⑦一般除雪業務 ⑧春先除雪業務 ⑨道路除草業務 ⑩道路植栽管理業務 ⑪路面清掃業務 ⑫スノーボール設置撤去業務 ⑬防雪柵設置撤去業務 など
◆対象エリア	・町村毎(①～⑧)・必要箇所(⑨～⑬)	・管内エリアを一つに統合	管内エリアを一つに統合
◆契約期間	・上半期・下半期(年2回)(①～⑧) ・必要期間(⑨～⑬)	・単年	・複数年(2ヶ年)
◆契約方法	・随意契約	・公募型プロポーザル方式	・公募型プロポーザル方式
◆契約件数	・ <b>58件</b>	・ <b>1件</b>	・ <b>1件</b>

緊急時の対応



道路除雪



舗装修繕(パッチング)



雪庇除去



道路除草



道路支障物撤去



護岸修繕



河川支障物撤去





## 2. 群マネを進めていく上で地域において整理していくべき事項について

# 群マネを進めていく上で地域において整理していくべき事項について (たたき台)

## ■ エリアの状況・将来予測・課題、インフラ群の現状把握・課題

- (例)
- 概要(地理的・地形的特性、歴史、拠点、交通ネットワーク、観光等)
  - 人口の現況・将来の見通し、課題
  - 自治体の財政、自治体職員、事業者の現況・将来の見通し、課題
  - 公共施設等の現況(位置、諸元、劣化状況(点検結果)等) 等

## ■ 群マネの**基本方針**

- (例)
- ・ 群マネの考え方(広域連携・多分野連携の観点)を踏まえた当面のインフラの措置(点検、維持、補修・修繕、集約・再編、新設等)の基本的な方向性
  - ・ (新技術(DX)の活用、人材育成、技術者確保、技術的連携の方針)
  - ・ スケジュール 等

群マネ計画で整理していくべきと考  
えられる事項

## ■ 群マネの**実施方針**

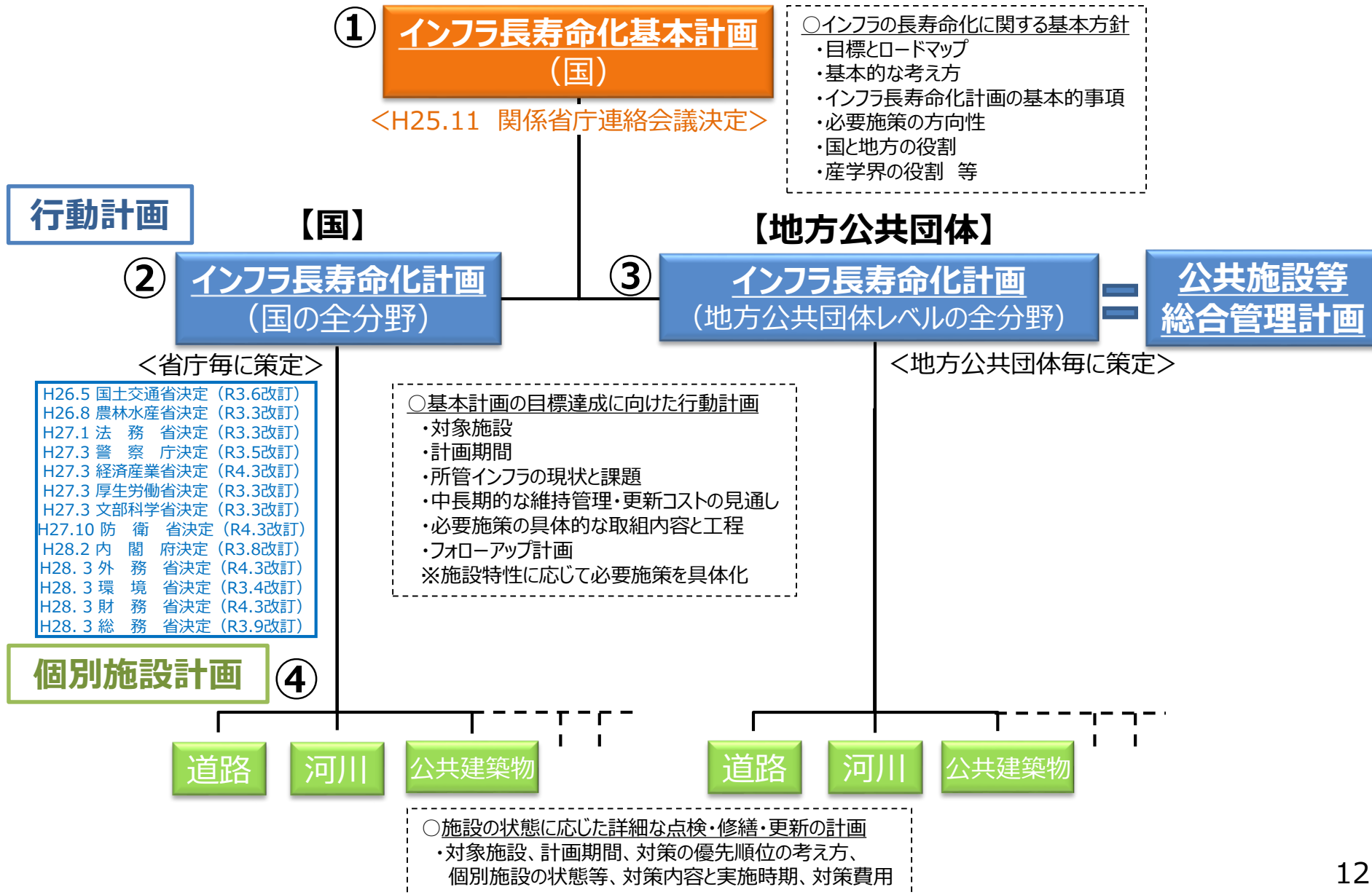
- (例)
- ・ 地域における維持管理等業務の状況、見通し(維持管理等業務の発注状況、受発注者側の体制、自治体のインフラ維持管理に係る財政等)
  - ・ 群マネの考え方に基づく具体的な業務の実施方針(広域連携や多分野連携)
  - ・ 包括的民間委託等を行う分野、業務、規模、エリア、時期、手法、体制
  - ・ マーケットサウンディング、発注図書の整理 等

群マネの実施段階で整理していくべきと考  
えられる事項

上記は、群マネを進めていく上で地域で整理していくべき情報について、たたき台として示しているものであるが、既存計画の内容に含まれている要素もあると考えられることから、効率的に整理していくことが必要

# 【参考】インフラ長寿命化に係る計画等

# 【参考】インフラ長寿命化に係る計画の体系



# 【参考】①インフラ長寿命化基本計画

＜H25.11.29 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定＞

- 個別施設毎の長寿命化計画を核として、メンテナンスサイクルを構築
- メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減・平準化
- 産学官の連携により、新技術を開発・メンテナンス産業を育成

## 1. 目指すべき姿

### ○安全で強靱なインフラシステムの構築

- メンテナンス技術の基盤強化、新技術の開発・導入を通じ、厳しい地形、多様な気象条件、度重なる大規模災害等の脆弱性に対応

【目標】老朽化に起因する重要インフラの重大事故ゼロ（2030年）等

### ○総合的・一体的なインフラマネジメントの実現

- 人材の確保も含めた包括的なインフラマネジメントにより、インフラ機能を適正化・維持し、効率的に持続可能で活力ある未来を実現

【目標】適切な点検・修繕等により行動計画で対象とした全ての施設の健全性を確保（2020年頃）等

### ○メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化

- 今後のインフラビジネスの柱となるメンテナンス産業で、世界のフロントランナーの地位を獲得

【目標】点検・補修等のセンサー・ロボット等の世界市場の3割を獲得（2030年）

## 2. 基本的な考え方

### ○インフラ機能の確実かつ効率的な確保

- メンテナンスサイクルの構築や多段階の対策により、安全・安心を確保
- 予防保全型維持管理の導入、必要性の低い施設の統廃合等によりトータルコストを縮減・平準化し、インフラ投資の持続可能性を確保

### ○メンテナンス産業の育成

- 産学官連携の下、新技術の開発・積極公開により民間開発を活性化させ、世界の最先端へ誘導

### ○多様な施策・主体との連携

- 防災・減災対策等との連携により、維持管理・更新を効率化
- 政府・産学界・地域社会の相互連携を強化し、限られた予算や人材で安全性や利便性を維持・向上

## 3. インフラ管理者等が策定すべき計画

### ○インフラ長寿命化計画（行動計画）

- 計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組の方針（対象施設の現状と課題／維持管理・更新コストの見通し／必要施策に係る取組の方向性 等）

### ○個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）

- 施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画（対策の優先順位の考え方／個別施設の状態等／対策内容と時期／対策費用 等）

## 4. 必要施策の方向性

点検・診断	定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握 等
修繕・更新	優先順位に基づく効率的かつ効果的な修繕・更新の実施 等
基準類の整備	施設の特性を踏まえたマニュアル等の整備、新たな知見の反映 等
情報基盤の整備と活用	電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用 等
新技術の開発・導入	ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用 等
予算管理	新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減、平準化 等
体制の構築	[国]技術等の支援体制の構築、資格・研修制度の充実 [地方公共団体等]維持管理・更新部門への人員の適正配置、国の支援制度等の積極的な活用 [民間企業]入札契約制度の改善 等
法令等の整備	基準類の体系的な整備 等

## 5. その他

- 戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割の明示
- 計画のフォローアップの実施

# 【参考】②インフラ長寿命化計画（行動計画） <国土交通省>

## 国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画） 令和3年度～令和7年度

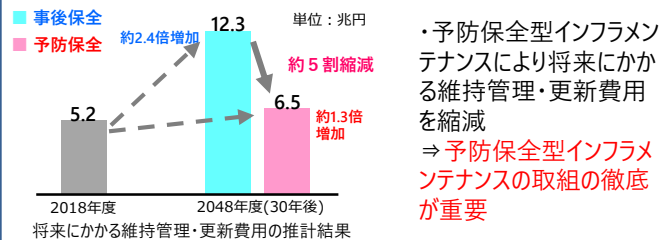
- 「国民の安全・安心の確保」「持続可能な地域社会の形成」「経済成長の実現」の役割を担うインフラの機能を、将来にわたって適切に発揮させる必要
- メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画の充実化やメンテナンス体制の確保など、インフラメンテナンスの取組を着実に推進
- 更に、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日閣議決定)」等による**予防保全への本格転換**の加速化や、**メンテナンスの生産性向上の加速化、インフラストック適正化の推進**等により、**持続可能なインフラメンテナンスの実現**を目指す

### ●計画の範囲

【対象施設】国土交通省が制度等を所管する全ての施設

【計画期間】令和3年度～令和7年度（2021年度～2025年度）

### ●中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し



### ●これまでの取組と課題

※平成26年5月策定の国土交通省インフラ長寿命化計画に基づき、以下の取組を実施

#### ■メンテナンスサイクルの構築

- ・個別施設計画の策定 ・計画内容の見える化 ・点検実施によるインフラ健全性の把握
  - ・点検要領の改定 ・法令等の整備 等
- ⇒**地方公共団体管理施設も含めインフラメンテナンスのサイクル構築が図られたと評価**

#### ■将来にかかる維持管理・更新費の抑制

- ・修繕等の措置への財政的支援 ・集約・再編に関する事例集等の作成 等
- ⇒**早期に措置が必要なインフラが多数残存、機械設備をはじめ耐用年数が到来するインフラの存在**

#### ■メンテナンスの生産性向上

- ・広域的な連携の促進（情報提供の場の構築、地域一括発注の取組等） ・官民連携手法の導入促進
  - ・維持管理に関する資格制度の充実 ・維持管理情報データベース化、施設管理者間・分野間でのデータベース連携
  - ・新技術の開発・導入推進 ・管理者ニーズと技術シーズのマッチング 等
- ⇒**多くのインフラを管理する地方公共団体等ではメンテナンスに携わる人的資源が依然不足**

### ●今後の取組の方向性

■目指すべき姿

**持続可能なインフラメンテナンスの実現**

#### ■計画期間内に重点的に実施すべき取組

##### I. 計画的・集中的な修繕等の確実な実施による「予防保全」への本格転換

- ・予防保全の管理水準を下回る状態となっているインフラに対して、計画的・集中的な修繕等を実施し機能を早期回復

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策  
により取組を加速化（概ね1.5兆円程度）



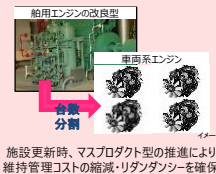
##### II. 新技術・官民連携手法の普及促進等によるインフラメンテナンスの生産性向上の加速化

- ・地方公共団体等が適切かつ効率的なインフラメンテナンスの実施に資するため、新技術や官民連携手法の導入を促進



##### III. 集約・再編やパラダイムシフト型更新等のインフラストックの適正化の推進

- ・社会情勢の変化や利用者ニーズ等を踏まえたインフラの集約・再編や、来たるべき大更新時代に備えた更新時におけるパラダイムシフトの検討等を推進



#### ■具体的取組の例

##### 1. 個別施設計画の策定・充実

- ・定期的な計画更新の促進
- ・計画内容の充実化 等

##### 2. 点検・診断／修繕・更新等

- ・早期に措置が必要なインフラへの集中的な対応による機能回復
- ・マスプロダクト型排水ポンプの技術開発
- ・集約・再編に関する事例集等の作成・周知 等

##### 3. 予算管理

- ・メンテナンスの取組に対する地方公共団体等への財政的支援 等

##### 4. 体制の構築

- ・研修等による技術力向上
- ・広域的な連携による維持管理体制の確保
- ・官民連携による維持管理手法の導入促進 等

##### 5. 新技術の開発・導入

- ・NETIS等の活用による技術研究開発の促進
- ・インフラメンテナンス国民会議等の活用による円滑な現場展開 等

##### 6. 情報基盤の整備と活用

- ・データベースの適切な運用、情報の蓄積・更新、発信・共有 等

##### 7. 基準類等の充実

- ・適切な運用、必要に応じて適時・適切な改定

### ●フォローアップ計画

・計画のフォローアップにより、進捗状況等を把握

・ホームページ等を通じた積極的な情報提供



# 【参考】③公共施設等総合管理計画

- 公共施設等総合管理計画の策定及び見直しに関しては、「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」により、公共施設等総合管理計画に記載すべき事項等を示しており、各地方公共団体は、当該指針を踏まえ、公共施設等の管理に関する基本的な方針等を公共施設等総合管理計画に記載している。
- 個別の施設の更新や統廃合、長寿命化などの具体的な取組については、各地方公共団体において、個別施設ごとの具体の対応方針を定める個別施設計画に基づき、地域の実情を踏まえ、議会や住民との議論も行いながら実施される。

## 公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針（平成26年4月22日策定、令和4年4月1日改訂 財務調査課長通知）（概要）

### 第一 総合管理計画に記載すべき事項

- 一 公共施設等の現況及び将来の見通し
  - (1) 公共施設等の状況（施設保有量とその推移、老朽化の状況、有形固定資産減価償却率の推移及び利用状況）及び過去に行った対策の実績
  - (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し
  - (3) 公共施設等の現在要している維持管理経費、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み（施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み、長寿命化対策を反映した場合の見込み及び対策の効果額）及びこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等
- 二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
  - (1) 計画策定年度、改訂年度及び計画期間
  - (2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策
  - (3) 現状や課題に関する基本認識
  - (4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方  
今後当該団体として、更新・統廃合・長寿命化など、どのように公共施設等を管理していくかについて、現状や課題に対する認識を踏まえた基本的な考え方を記載すること。また、将来的なまちづくりの視点から検討を行うとともに、PPP/PFIの活用などの考え方について記載することが望ましいこと。  
具体的には、以下の事項について考え方を記載すること。
    - ① 点検・診断等の実施方針
    - ② 維持管理・更新等の実施方針
    - ③ 安全確保の実施方針
    - ④ 耐震化の実施方針
    - ⑤ 長寿命化の実施方針
    - ⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ⑦ 脱炭素化の推進方針
  - ⑧ 統合や廃止の推進方針
  - ⑨ 数値目標
  - ⑩ 地方公会計（固定資産台帳等）の活用
  - ⑪ 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針
  - ⑫ 広域連携
  - ⑬ 地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携
  - ⑭ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
- (5) PDCAサイクルの推進方針

### 三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

### 第二 総合管理計画策定・改訂にあたっての留意事項

- 一 行政サービス水準等の検討
- 二 公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・充実
- 三 数値目標の設定とPDCAサイクルの確立
- 四 議会や住民との情報共有等
- 五 PPP/PFIの活用について
- 六 市区町村域を超えた広域的な検討等について
- 七 合併団体等の取組について

### 第三 その他

- 一 「インフラ長寿命化基本計画」について
- 二 公共施設マネジメントの取組状況等に係る情報について
- 三 総合管理計画に基づく取組に係る財政措置について
- 四 地方公会計（固定資産台帳等）の活用

### 第二 総合管理計画策定・改訂に当たっての留意事項

#### 六 市区町村域を超えた広域的な検討等について

総合管理計画の策定・改訂に当たっては、市区町村間の広域連携を一層進めていく観点から、自団体のみならず、隣接する市区町村を含む広域的視野をもって計画を検討することが望ましいこと。

また、都道府県にあっては、圏域の市区町村の公共施設等も念頭に広域的視野をもって総合管理計画を検討することが望ましいこと。



## 【参考】④個別施設計画

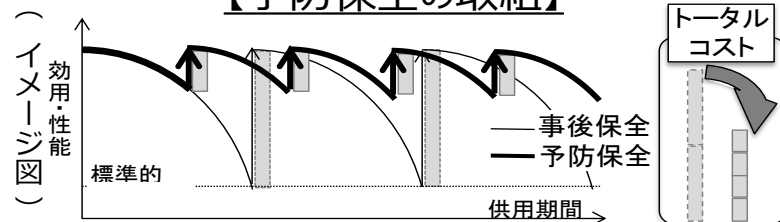
- 各インフラの管理者は、個別施設毎の具体の対応方針を定める**個別施設計画を令和2年度までに策定**
- 予防保全型維持管理の考え方を前提**に、メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画の策定を推進

### 基本的な考え方

#### 【個別施設計画を核としたメンテナンスサイクルの構築】



#### 【予防保全の取組】



### 個別施設計画（記載事項）

#### 1. 対象施設

- 行動計画で個別施設計画を策定することとした施設を対象
- ※行動計画では、主たる構成部が精密機械・消耗部材である施設、規模の小さい施設等を除く全ての施設について、予防保全型維持管理の考え方を前提とした個別施設計画の策定を推進することとされている。

#### 2. 計画期間

- 定期点検サイクル等を踏まえて設定
- 点検結果等を踏まえ、適宜、更新するとともに、知見やノウハウの蓄積を進め、計画期間の長期化を図り、中長期的なコストの見通しの精度を向上

#### 3. 対策の優先順位の考え方

- 各施設の状態の他、果たしている役割や機能、利用状況等を踏まえ、対策の優先順位の考え方を明確化

#### 4. 個別施設の状態等

- 点検・診断によって得られた各施設の状態について、施設毎に整理

#### 5. 対策内容と実施時期

- 各施設の状態等を踏まえ、次期点検・診断や修繕・更新等の対策の内容と時期を明確化

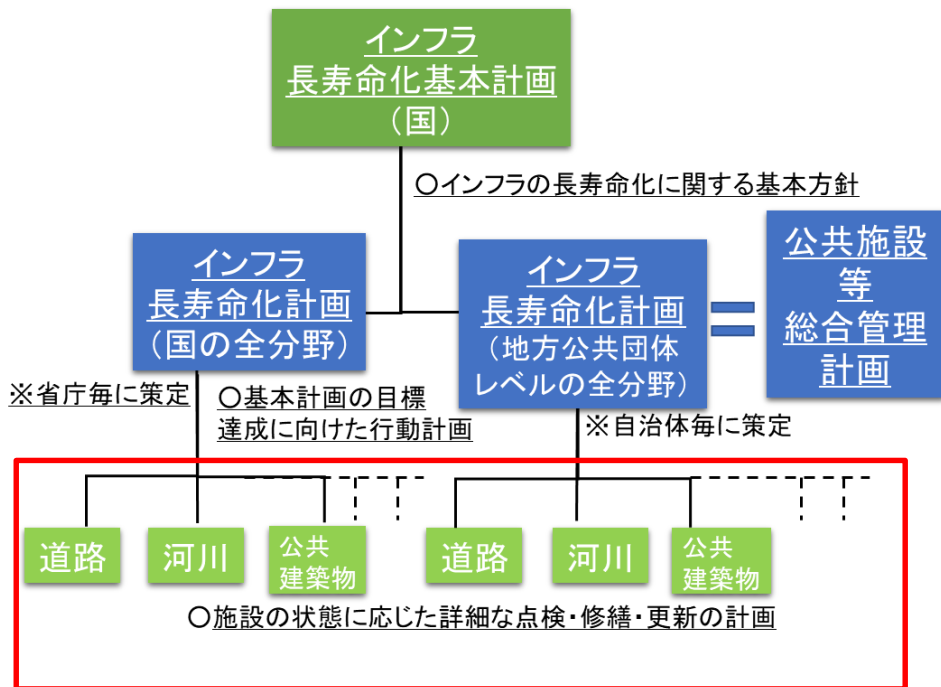
#### 6. 対策費用

- 計画期間内に要する対策費用の概算を整理

# 【参考】④個別施設計画

- メンテナンスサイクルの核となる個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）は、令和2年度末までの策定完了に向けて推進してきたところ。
- 令和3年度末時点で未策定の施設が残っている分野については、早期の策定完了に向けて引き続き推進。
- 個別施設計画については施設数や施設の老朽化状況、計画期間、維持管理・更新の方針等について一覧表にとりまとめ公表し、見える化を実施している。

## 「インフラ長寿命化に向けた計画の体系（イメージ）」



## 「各分野における個別施設計画の策定率（令和4年3月31日時点）」

分野	策定率	分野	策定率
道路（橋梁）	97%	港湾	99.6%
道路（トンネル）	87%	空港（空港土木施設）	100%
河川 [国、水資源機構]	100%	鉄道	100%
河川 [地方公共団体]	99%	自動車道	100%
ダム [国、水資源機構]	100%	航路標識	100%
ダム [地方公共団体]	100%	公園 [国]	100%
砂防 [国]	100%	公園 [地方公共団体]	99%
砂防 [地方公共団体]	100%	公営住宅	98%
海岸	99%	官庁施設	100%
下水道	100%		

# 【参考】 その他の関連計画

## 市町村マスタープラン

- 住民に最も近い立場にある市町村が、住民の意見を反映しつつ、まちづくりのビジョン（方針）を明らかにするもの
- 市町村が定める個々の都市計画（地域地区など）は、当該方針に即したものでなければならない

### <記載事項（例）>

- ・ 市町村のまちづくりの基本方針
- ・ 土地利用、公共施設の整備及び市街地開発事業に関する都市計画の方針 等
- ・ 地区ごとの整備・開発・保全に関する目標、課題及び方針

## 立地適正化計画

- 都市計画区域が指定されている市町村において、市街化区域等の範囲に居住誘導区域と都市機能誘導区域を定め、コンパクトなまちづくりを推進

### <記載事項（例）>

- ・ 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
- ・ 誘導施設の立地を図るための事業等
- ・ 居住誘導区域（市町村が講じる施策を含む）
- ・ 防災指針 等
- ・ 都市機能誘導区域及び誘導施設（市町村が講じる施策を含む）

## 国土形成計画（広域地方計画）

- 第二次国土形成計画(全国計画)(H27.8閣議決定)を踏まえ、全国8圏域について、概ね10年間の国土づくりの戦略を策定
- 個性豊かな地域が相互に連携することにより、ヒト、モノ、情報等が双方向で活発に行きかう「対流促進型国土」の形成を基本として「コンパクト＋ネットワーク」により、「稼げる国土」、「住み続けられる国土」の実現を目指す
- 第三次国土形成計画(全国計画)(R5.7閣議決定)を踏まえた新たな広域地方計画を、令和6年度以降に策定予定

### <記載事項（例）>

- ・ インフラ整備の推進、ストック効果の最大化
- ・ 防災・減災、老朽化対策、国土強靱化
- ・ 魅力的な観光地域づくり、インバウンド拡大
- ・ 担い手の育成・確保、持続可能な地域の形成 等

## 地方ブロックにおける社会資本整備重点計画

- 第5次社重(R3.5.28閣議決定)において、同計画で設定された重点目標を達成するため、各地方の特性、将来像や整備水準に応じた重点的、効率的、効果的に整備するための計画として全国10ブロックにおいて策定

### <記載事項（例）※地域によって異なる>

- ・ 防災・減災
- ・ インフラ分野のDX
- ・ インフラメンテナンス
- ・ 持続可能で暮らしやすい地域社会の実現
- ・ 経済の好循環を支える基盤整備 等

## 【その他参考】

# 【参考】連携中枢都市圏

※総務省資料より

## 連携中枢都市圏の取組の推進

### 連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

### 連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① **圏域全体の経済成長のけん引**  
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② **高次の都市機能の集積・強化**  
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ **圏域全体の生活関連機能サービスの向上**  
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、  
地域公共交通ネットワークの形成 等

### 連携中枢都市圏をいかに実現するか

- **地方自治法を改正**し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「**連携協約**」の制度を導入（平成26年11月1日施行）
- 平成26年度から、**連携中枢都市圏の形成等を推進**するため、国費により支援
- 平成27年度から、**地方交付税措置を講じて全国展開**

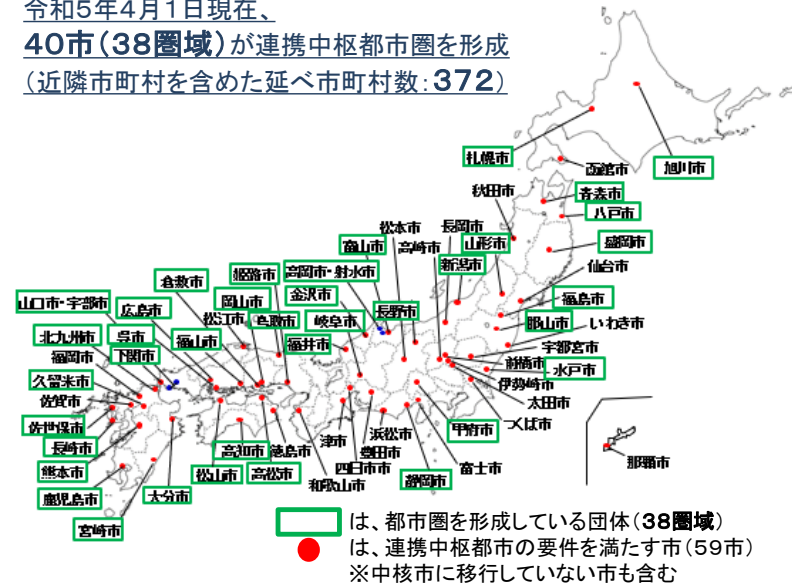
### ➤ 連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢  
都市宣言

連携協約  
の締結

都市圏ビジョン  
の策定

令和5年4月1日現在、  
**40市(38圏域)**が連携中枢都市圏を形成  
(近隣市町村を含めた延べ市町村数:372)



### 【連携中枢都市圏とは】

地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ただし、隣接する2つの市(各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、連携中枢都市圏と同等の取組が見込まれる場合においては、これに該当するものとする。

# 【参考】定住自立圏構想

※総務省資料より

## 「定住自立圏構想」の推進

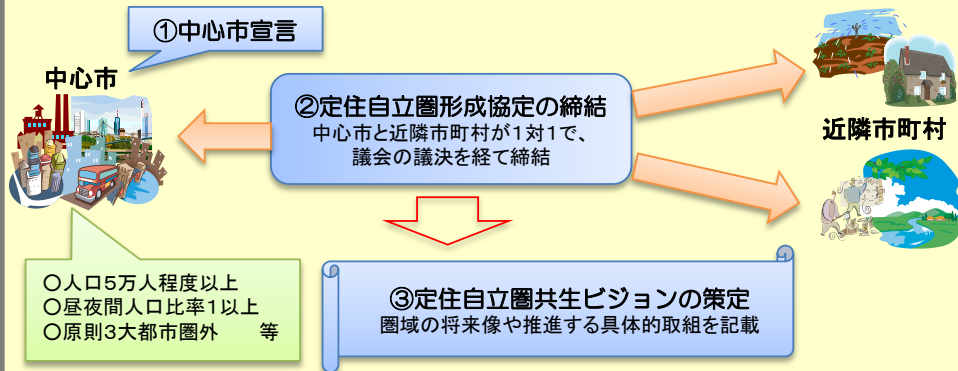
### 定住自立圏構想の意義

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

#### 【圏域に求められる役割】

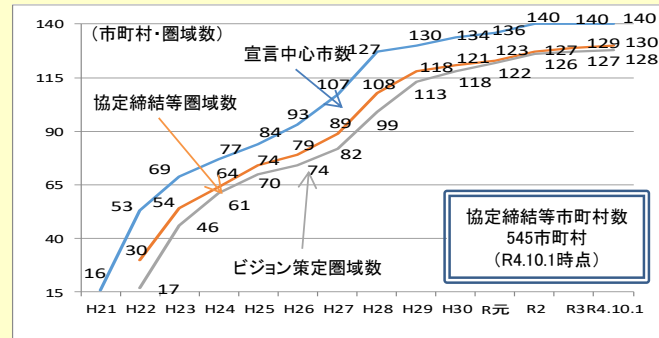
- ①生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ②結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③圏域マネジメント能力の強化（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等）

### 圏域形成に向けた手続



### 定住自立圏構想への取組状況

KPI: 2024年 140圏域 (R4.10.1現在 130圏域)



※R3以前は4月1日時点の数値

### 定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

#### 特別交付税

- ・包括的財政措置（平成26年度・令和3年度に拡充）  
（中心市 4,000万円程度→8,500万円程度（H26））  
（近隣市町村 1,000万円→1,500万円（H26）→1,800万円（R3））
- ・外部人材の活用に要する経費に対する財政措置
- ・地域医療の確保に要する経費に対する財政措置 等

#### 地方債

- ・地域活性化事業債を充当※（充当率90%、交付税算入率30%）  
※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

#### 各省による支援策

- ・地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択



# 【参考】地域の未来予測

※総務省資料より

「地域の未来予測」とは ★従来の一般的な計画等では十分着目されてこなかった地域の課題に気付きを与えるもの

それぞれの地域が、「目指す未来像」の議論の材料となる重要な将来推計のデータを、客観的かつ長期的な視点で整理したもので、以下の要件を満たしたもの

- ① それぞれの地域における行政需要や経営資源に関する長期的な(概ね15年から30年先までの)変化・課題の見通しを、客観的なデータを基にして整理したものであること。
- ② 分野横断的な指標として、各分野の推計の前提となる人口や人口構造の変化及び施設・インフラの老朽化等に関して長期的な将来推計を行ったものであること。
- ③ ②を踏まえて複数の分野についての長期的な変化・課題の見通しを整理したものであること。

## ポイント

「地域の未来予測」を作成すること自体が目的ではなく、当該「地域の未来予測」を踏まえて住民等に積極的な参加を促しながら「目指す未来像」を議論し、その結果を様々な政策や計画に反映していくことが重要。

↳ 「地域の未来予測」については直感的に分かりやすくするための工夫が必要(例えば、グラフやGISの活用等)

## 【作成単位】

- 市町村、あるいは推計データの入手が可能であれば市町村における一部の地域を単位として整理することも考えられるが、複数の市町村で共同で作成することも有効

## 【分野】

- 人口や人口構造の変化及び施設・インフラの老朽化等の影響を大きく受ける分野のうち、人口等を基礎として長期見通しの推計が可能な分野であって、施設・インフラをはじめとしたサービス提供体制の見通しに長期的な視点での検討が必要な分野
- 具体的には、例えば、i 子育て・教育、ii 医療・介護、iii 公共交通、iv 衛生、v 防災・消防、vi 空間管理等が考えられる。

## (作成単位の具体的なイメージ)

- ◎ 複数の市町村  
例: 生活圏を同じくする複数の市町村  
広域連携を検討している複数の市町村
- ◎ 連携中枢都市圏、定住自立圏
- 各市町村
- 各市町村における一部の地域  
例: 指定都市における行政区  
支所の管轄区域、中学校区等

※「地域の未来予測」の作成単位や期間、分野や指標については各地域の実情に応じて要検討



# 【参考】下水道分野の広域化の取組

- 人口減少、下水道職員減少、施設の老朽化が顕在化するなか、持続可能な下水道事業の運営に向け、すべての都道府県において、広域化・共同化計画を策定(令和4年度末)。
- これまで、広域化・共同化の事例集や計画策定マニュアルを策定して公表
- 広域化・共同化の更なる推進のため、令和5年度は「モデル地域における検討支援」及び「広域化・共同化計画策定マニュアル(改訂版)令和2年4月」の改訂を予定

## 広域化・共同化を推進するための目標

- 具体的な目標として、令和7年度までに、統廃合によって廃止される汚水処理施設(下水道、集落排水、コミュニティプラント)の数として300箇所を目標に設定※

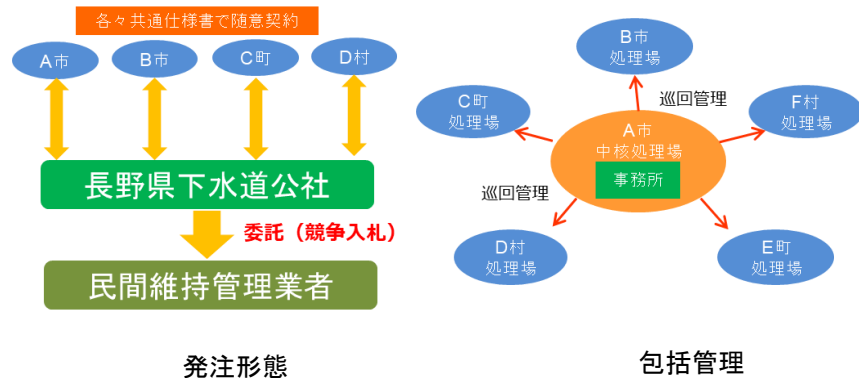
※ 下水道同士だけではなく、集落排水同士、下水道と集落排水等の統廃合を含む。

令和3年度から令和7年度末までに統廃合によって廃止される汚水処理施設数

目標値(令和7年度末)	実績値(令和3年度)
300箇所	89箇所

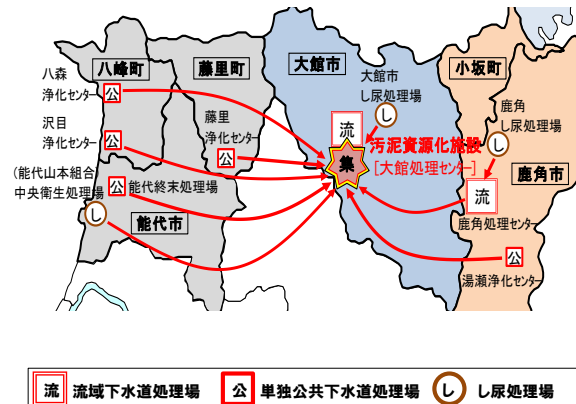
## 長野県における事例(ソフト)

- 複数市町村が処理場の維持管理を長野県下水道公社に個別に発注、複数処理場の運転管理業務を下水道公社から競争入札で民間維持管理業者へ発注し、包括的に管理



## 秋田県における事例(ハード)

- 県北3市3町1組合の下水道終末処理場、し尿処理場から発生する汚泥を流域下水道大館処理センターで集約処理、資源化(令和2年4月供用開始)



【汚泥資源化施設概要】  
処理方式:炭化による資源化  
処理能力:約7,800 ton/年